V 捕獲技術マニュアル

１．　はじめに

人家周辺や農地に出没が見られ、農業被害や生活被害のある場合は、早急な捕獲対策が必要である。特に平成 23 年に発生した事故以降に避難地域で生まれ育ち、長らく人里に食べ物や棲む場所を依存してきたイノシシは、人とほとんど係わっていないことから、人を恐れず、人里への警戒心も低くなっていることが考えられる。

このような要因が背景にあり、重大な農業被害を引き起こすだけでなく、さらには人身被害を起こし兼ねない状況となっている。

捕獲の目的は、農業被害を軽減するためのものと、人身被害を防止し、住民の安心した生活を確保するためのものの大きく分けて 2 つ存在する。いずれの被害も住民の安定した生活を脅かす重大な被害である。特に避難指示区域が解除された地域における帰還住民の帰還意欲や帰還後の安心・安全を妨げる大きな障壁となる。イノシシによる各種被害の中でも、人身被害は必ず回避しなくてはならない重要課題であり、特に人身被害を起こしうる加害性の高いイノシシを中心に捕獲を進めることが必要である。

２．　捕獲の優先順序

避難指示が解除され、既に多くの住民の帰還が進み、営農が再開している地域では、今後イノシシの分布域を拡大させないための対策が求められ、捕獲による対策は必ずしも第一選択としては位置付けられない。一方、これから帰還が進む地域では、帰還住民の安全や営農再開の障害となると考えられるイノシシの排除を目的とした捕獲が優先的な対策として位置付けられる。

３．　捕獲の実施

（１）　捕獲の準備

①　出没状況の把握

出没状況を把握するための調査手法は、痕跡調査、ライトセンサス（図Ⅴ-1）、自動撮影カメラ調査等が挙げられる。既に帰還が進み、居住者が多く存在する地域では、住民からの目撃情報等を基にして、効率よく調査計画を立てる。

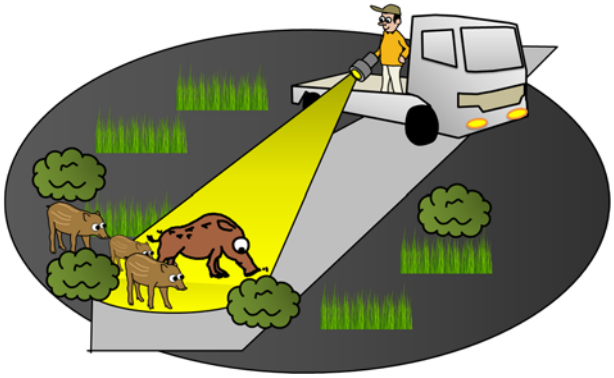

図Ⅴ-1　夜間のライトセンサス
調査には経験と安全管理体制が必要

自動撮影カメラによる出没状況の把握

② 捕獲場所の選定

効率の良い捕獲を行うためには、①で得た情報や、実際に現地で痕跡等を確認してイノシシが高頻度に利用している場所を特定することが重要である。基本的な作業としては、集落点検（Ⅱ集落診断技術マニュアル参照）を行い、痕跡や出没状況に応じて捕獲場所を検討する。また、合わせて捕獲の実施時期や体制について検討する。このとき、捕獲を優先するか、先に環境改善（Ⅲ環境整備技術マニュアル）によりイノシシの出没を抑制するかについては、住民への危険性や、農業被害の程度、周辺の人の利用状況等から総合的に判断する必要がある。

③ 捕獲従事者・捕獲協力者の確保

捕獲を行うには、事前に捕獲従事者（実際に捕獲を行う者）と捕獲協力者（捕獲場所の提供や、わなの管理等の協力を行う者）が必要不可欠である。必要に応じて、各市町村の有害鳥獣捕獲を目的として編成された捕獲隊(※1)、あるいは鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律に規定する鳥獣被害対策実施隊(※2)の名簿を整理する。このような捕獲体制が、震災による避難の影響等で不足しているようであれば、新規作成して体制を整える必要がある。また、当該市町単独では捕獲従事者や捕獲協力者の確保が困難な場合には、隣接する市町村や、県との連携により捕獲が実現できるような広域的な捕獲体制の整備が求められる。

※１　捕獲隊：有害鳥獣捕獲を目的として編成された隊
※２　鳥獣被害対策実施隊：鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第９条第１項に規定する鳥獣被害対策実施隊

（注）福島県では、農林水産業における鳥獣被害防止対策においては、捕獲をはじめとする被害防止活動が持続的かつ安定して行われることが重要であることから、鳥獣被害対策実施隊への移行を推進している。

④ 捕獲方法の選択

イノシシを捕獲する方法としては、わなによるものと、銃器によるものが挙げられる。わなは、主に箱わな、囲いわな、くくりわなの３種類がある。銃器は、散弾銃とライフル銃がある。空気銃は、殺傷能力が劣るため、イノシシのような大型野生動物の捕獲には適していないが、捕獲完了後の止め刺しにおいて用いられる場合がある。捕獲方法は、イノシシの出没状況や捕獲場所、捕獲体制等を考慮し、捕獲効率だけでなく安全性の高い手法を選択する。

⑤ 許可申請

イノシシ等の野生鳥獣を捕獲するには、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づいた許可捕獲や狩猟者登録が必要である。許可捕獲は、有害鳥獣捕獲と個体数調整などがあり、それぞれ許可された期間に、許可された鳥獣を、許可された頭数捕獲することができる。狩猟による捕獲は、狩猟期間（福島県のイノシシの狩猟期間は11月15日から翌年3月15日まで）に法定猟法により捕獲することが定められている。イノシシは、指定管理鳥獣として定められているため、国や都道府県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業に基づいた捕獲が可能である（表Ⅴ

-1)。

表Ⅴ-1　狩猟と許可捕獲の関係（福島県）

区　分	狩　猟	許可捕獲	
		有害鳥獣捕獲	個体数調整
定　　義	狩猟期間に、法定猟法により狩猟鳥獣の捕獲等（捕獲又 は殺傷)を行うこと	農林水産業又は生態系等に係る被害の防止の目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵採取等を行うこと	特定計画に基づく鳥獣の捕獲等又は採取等を行うこと
対象鳥獣	狩猟鳥獣 48 種(鳥類のひなを除く)	狩猟鳥獣以外の鳥獣も可能（鳥獣類及び鳥類の卵も含む）	特定計画で定められた鳥獣
期間	狩猟期間（イノシシは 11 月 15 日から 3 月 15 日）	許可期間 （年中いつでも可能）	許可期間 （年中いつでも可能）
場所	法令で定められた場所		
捕獲及び採取の事由	問わない	農林水産業等の被害防止	地域個体群の長期的にわたる安定的な維持等
許可の手続	不要（狩猟免状の取得、毎年度の登録が必要）	許可申請が必要	許可申請が必要
申請者	-	被害を受けている個人、法人（国・地方公共団体、農協、森林組合など）	被害を受けている個人、法人（国・地方公共団体、農協、森林組合など）
申請先	-	市町村長　(*)	市町村長（**）
資格要件（捕獲従事者）	狩猟免状及び狩猟者登録を受けた者	原則として狩猟免状を受けた者（捕獲隊、鳥獣被害対策実施隊など）	原則として狩猟免状を受けた者
方　　法	法定猟法（網猟・わな猟・銃猟）	法定猟法以外の方法も可能（危険猟法等については制限あり）	法定猟法以外の方法も可能（危険猟法等については制限あり）

*：有害鳥獣捕獲に係る許可については、カワウ、ニホンジカ及びツキノワグマを除く狩猟鳥獣を対象とする場合の権限を市町村長に移譲

**：第２種特定鳥獣管理計画の対象種（イノシシも含まれる）の個体数調整の捕獲については、所用の手続きを経て、原則として市町村長に捕獲許可権限を移譲

＜参考＞　福島県でのイノシシの捕獲に関する留意点

① 福島県では、ニホンジカ、クマ、ニホンザル、イノシシ、カワウについて第二種特定鳥獣管理計画を作成済

② 有害鳥獣捕獲に係る許可については、カワウ、ニホンジカ及びツキノワグマを除く狩猟鳥獣を対象とする場合の権限を市町村長に移譲（第 12 次鳥獣管理計画）

③ 第二種特定鳥獣管理計画の対象種（イノシシも含まれる）の個体数調整の捕獲については、所用の手続きを経て、原則として市町村長に捕獲許可権限を移譲（第 12 次鳥獣管理計画）

④ イノシシの捕獲を目的とした捕獲許可申請の場合、阿武隈川以東はくくりわなの輪の直径を 15 ㎝以内とする(対象の 12 市町村は全て阿武隈川以東、通常は 12 ㎝以内)

（２） わなによる捕獲

① わなの種類

（ⅰ） 箱わな

全面とも金網や板等で囲われた箱状のわなで、箱の中に閉じ込めて捕獲するもの。捕獲檻とも言われる。形状は、移動が容易な小型（約 1m×1m×2m）のものが主流であるが、組み立て式でややサイズが大きいものもある。扉は、片面式と両面式の 2 タイプある。基本的に誘引餌による誘引を必要とする。

（ⅱ） 囲いわな

基本的な構造は箱わなと同じであるが、上面（天井部）が開放されているもの。上面（天井部）以外を柵で囲って扉を取り付けたもので、捕獲柵とも言われる。基本的に誘引餌による誘引を必要とする。

（ⅲ） くくりわな

対象動物の通り道（獣道）の地中に設置し、ワイヤーで足をくくり捕るわな。通りかかった動物をランダムに捕獲するため、イノシシ以外の動物を捕獲する（誤捕獲）場合がある。基本的に誘引餌は不要であるが、誘引餌を用いてわなを稼働する場合もある。

	箱わな	囲いわな	くくりわな
概要図	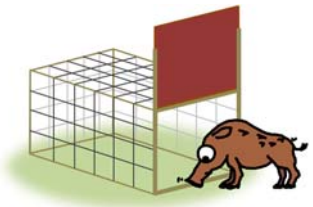	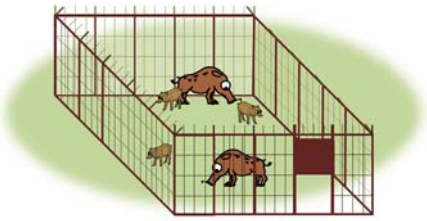	
期待できる捕獲数	1～2 頭 （幼獣の場合は 4～5 頭）	1～5 頭	1 頭
餌付け	必要	必要	不要
利点	移動・運搬が比較的容易	一般的に面積が広いため一度に多頭捕獲が可能	小型で軽量、安価 1 人で設置作業が可能
課題	一度に捕獲できる頭数が少ない	設置・解体・移動に労力を要する 高価	一度に 1 頭しか捕獲できない

箱わな

箱わなで捕獲したイノシシ

囲いわな

囲いわなで捕獲したイノシシ

くくりわな（笠松式）

くくりわなで捕獲したイノシシ

② 箱わな・囲いわなによる捕獲

（ⅰ） 場所の選定

イノシシの新しい痕跡があり、高頻度に利用している場所のうち、集落や農地への侵入経路で、周囲の人に危険が及ばない場所を選定する（Ⅰ基本知識、Ⅱ集落診断技術マニュアル参照）。

また、資材の搬入、捕獲個体の搬出が効率的に行えるよう、車で近くまで接近できる場所が好ましい。出来るだけ設置に十分な面積を確保した平坦地を選択する。集落や農地への侵入防止柵がある場合は、外側（山側）にわなを設置する（図Ⅴ-2）。

避難指示解除直後で、住宅地に出没する個体が多数存在しており、住民の帰還の障壁となっている場合は、住民が帰還した住宅や帰還予定の住宅、営農を再開した農地等を柵で囲い、帰還予定のない住宅や放置された農地（荒地）を餌付け場所として利用し捕獲することも検討する（危険個体の排除）（図Ⅴ-3）。

図Ⅴ-2　箱わな・囲いわなの設置場所の選定
（多くの住民が帰宅している地域の例）

図Ⅴ-3　箱わな・囲いわなの設置場所の選定
（一部の住民の帰還が始まり、これから住民の帰還が本格的になる地域の例）

（ⅱ）　事前の餌付け

わなの設置場所を決定したら、わなを設置する前に餌付けを開始する。その後の誘引状況が悪ければ、わなの設置場所を再検討する。

用いる誘引餌は、地域や季節によって異なるため、捕獲の実施経験が少ない地域では試行的にいくつかの誘引餌を試してみる。原則的に毎日見回りをして、食べられた餌の量や足跡を確認し、毎回新鮮な餌を追加する。3 日間連続して餌が完食されるまで餌付けを継続する。1 週間餌付けを続けても餌が完食されない場合は、餌の種類や餌付け場所を変更する。場合によっては、わなの設置場所を再検討する。

＜参考＞　誘引餌の条件

誘引餌の条件は、①対象とする動物の誘引性（嗜好性）が高いもの、②安価で入手しやすいもの、③腐敗しにくく保管しやすいものである。逆に、誘引餌として不適なものは、①餌付けした結果、味を覚えさせることによって農作物への被害が増大するおそれがあるものである。この他、地域によっては、対象動物以外の動物を誘引してしまうものも不適である。

一般的には、イノシシを捕獲するための誘引餌として米糠が用いられる。米糠は、稲作をしている地域では比較的大量に入手しやすく、発酵して臭いを放つので誘引性が高い。欠点としては、イノシシ以外の動物（シカやサル、ツキノワグマ等）も誘引してしまうため、錯誤捕獲を誘発してしまうことである。

米糠と同じく、イノシシの誘引性が高いが、他の動物の錯誤捕獲を誘発するおそれがあるものとしては、くず米、古米、くず野菜、配合飼料、イモ類、マメ類、酒かすなどがある。現状では、イノシシのみを選択的に誘引する誘引餌は存在しないため、イノシシの捕獲を行う際は、必ず錯誤捕獲の発生を考慮した実施体制を組むことが求められる。

誘引餌（米糠）

米糠に誘引されイノシシの箱わなに入ってしまったツキノワグマ（錯誤捕獲）
※ツキノワグマの生息地では特に注意が必要

（iii） わなの設置

誘引餌が毎日完食されるまで餌付いたら、わなを設置する。イノシシの目線に立ち、出来るだけ自然に入りやすい位置や入口の向きで設置する。わなを設置したら、わな毎に注意看板を設置すること。

（iv） 檻への誘導と馴化

わなを設置しても、イノシシが新たに設置されたわなに慣れて、わなの内部にまで侵入するようになるまで、わなの扉は作動しないように固定しておく。

餌付けの手順は以下の通りである（図Ⅴ-4）。

●少し離れた獣道から、徐々にわなの方向へと誘導するように餌を撒く。

●毎日食べられた餌の量や場所を確認し、完食された場所には餌を置かないようにして、わなの方向へ新鮮な餌を撒いて誘導していく。

●檻まで近づくように慣れたら、檻の外には餌を撒かず、扉の真下の餌を完食するのを確認する。

●次に、完全に檻に入らないと餌が食べられないように、わなの奥にのみ餌を撒く。わな内部に入るようになったら、わなの外に餌を撒くのは止める。

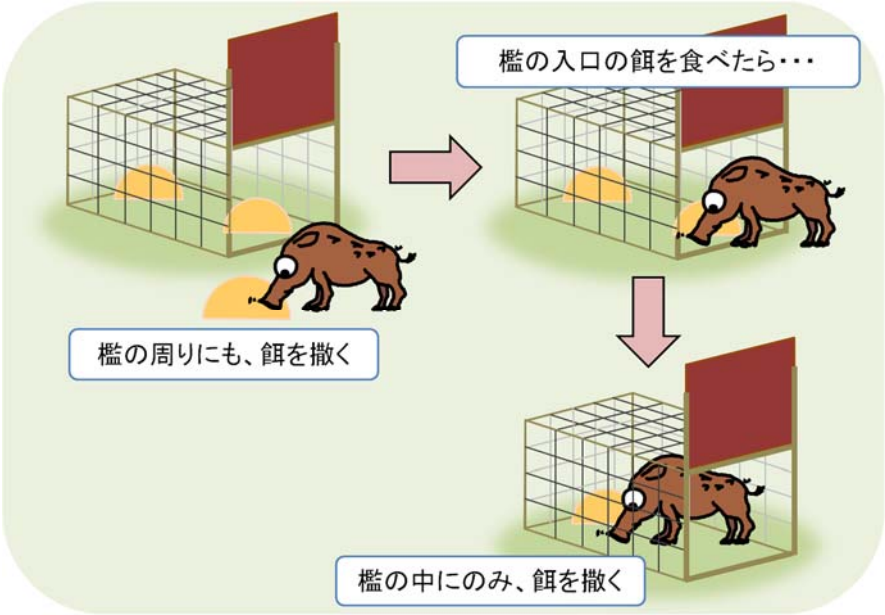

図Ⅴ-4　わなの中への段階的な誘引

このとき、自動撮影カメラ等で誘引されている個体の特徴（大きさや性別）や頭数等を把握しておくと、戦略的に捕獲を進めることができる。

捕獲対象個体の大きさに合わせて、センサーや蹴り糸（扉の作動トリガー）の高さを調整する。住宅地等に出没する危険な大型個体を捕獲する場合は、蹴り糸の高さは地面から 40cm 以上の高さで、蹴り糸の位置は入口から 150 ㎝程度の位置（箱わなの場合）に設定する（図Ⅴ-5）。蹴り糸が低いと、小型の個体が先に捕獲され、その後目的であった大型個体が警戒し捕獲しにくくなるおそれがあるので注意が必要である。誘引期間中は、イノシシが蹴り糸に触れても警戒しないよう、蹴り糸に触れると簡単に緩むように軽く留めておく。捕獲開始直前に蹴り糸を設置すると、蹴り

糸に警戒して捕獲が失敗するおそれがあるため、蹴り糸にも事前に慣れさせておく。

わなに対する警戒心がなくなると、毎日のようにわなの奥の餌を食べるようになる。毎日、蹴り糸が緩む（蹴り糸に触っている）ようになったら、捕獲の準備が完了となる。

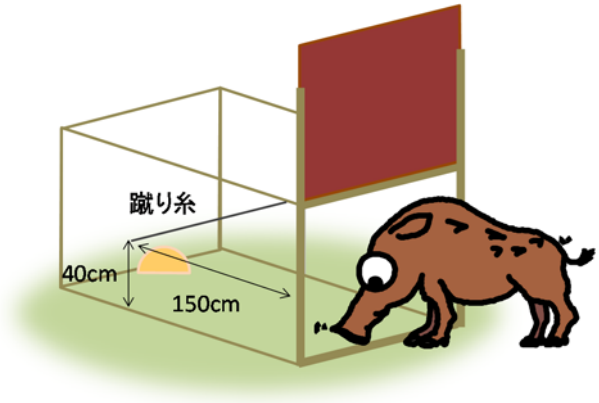

図Ⅴ-5　蹴り糸の高さと入口からの距離

※ただし、足跡の大きさや、自動撮影カメラの画像から、誘引している個体のサイズに合わせて微調整する

＜参考＞　餌による誘引が必要な理由

群れで行動するイノシシを捕獲する場合、警戒心の低いイノシシの幼獣は、比較的速やかにわなに入って餌を食べるようになるが、警戒心の高い成獣がわなに入るには時間がかかる。このような警戒心の高い成獣を捕獲するには、餌による十分な誘引が必要不可欠な作業となる。

また、周辺のイノシシにも餌の味をしっかり覚えさせておくことで、同じ場所で続けて捕獲できる可能性が高くなる。

成獣が十分に餌付く前に、幼獣のイノシシのみが先に捕獲されてしまった場合は、その様子を見て警戒心が上昇した成獣を捕獲することが困難になることから、捕獲する個体の順番についても注意する必要がある。

（v）　捕獲の開始

扉の固定を解除し、蹴り糸を稼働させる。このとき、正常にわなが作動するか、数回試して各部の作動状況を確認しておく。サビなどで滑りが悪い場合に、潤滑油を使用すると臭いによって誘引されていた個体の警戒心が高まるおそれがあるので注意が必要である。蹴り糸の設定を確認して、わなの奥にのみ新しい餌を補充したら、捕獲開始となる。

（vi）　わなの見回り

箱わなや囲いわなによる捕獲は、餌による誘引の仕方が非常に重要であるため、わなを稼働させた後は、原則として毎日見回りを行う。見回りの際、イノシシの誘引状況を確認し、必要に応じて誘引餌の追加、餌を撒く場所の変更を行うことで、捕獲効率が向上することがある。

（vii）　捕獲後の保定と止め刺し

安全かつ確実に捕獲個体の止め刺し（殺処分）を行うためには、イノシシをしっかりと保定することが重要である。箱わなの場合は、鼻くくりでイノシシの鼻を保定し動きを封じる方法や、棒を挿し込んでイノシシの動きを封じる方法等がある（図Ⅴ-6）。大型の囲いわなの場合は、保定用ネットを扉に取り付け、1 個体～少数個体ずつネットに追い込んで保定する方法がある（図Ⅴ-7）。

保定が完了した後は、作業者の安全を十分に確保した上で、決められた方法で止め刺しを行う。止め刺しの方法は、狩猟用刃物や、簡易電殺器による方法等がある（図Ⅴ-8）。銃器が使用可能な場所では、空気銃や猟銃による止め刺しが可能だが、檻の金属部分での跳弾が発生する可能性があるので、十分な注意が必要である。保定作業や止め刺しは、興奮して暴れるイノシシによる事故が発生するおそれがあるので、安全管理上複数人で行うことが望ましい。

図Ⅴ-6　箱わな捕獲時の止め刺しのための保定

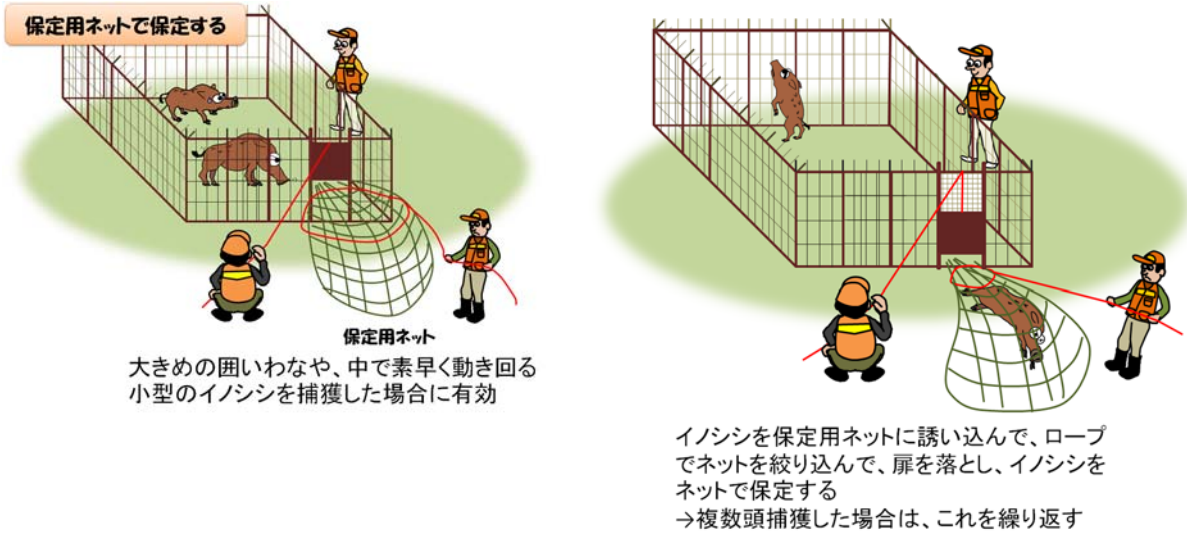

図Ⅴ-7　囲いわな捕獲時の止め刺しのための保定

図Ⅴ-8　止め刺しの方法

※銃器が使用可能な場所では、銃器（空気銃・猟銃）による銃殺も可能

（viii）　止め刺し後の処理

殺処分後の捕獲個体の処理は、関連法令及び許可の内容と許可条件に基づいて、適切に行う。イノシシ肉は、一般的には食肉として活用が可能であるが、当該地域に生息するイノシシは体内に蓄積した放射性物質により食肉には適していない。原則、埋設処分か専用の施設で焼却処分とする。

（ix）　継続して捕獲を実施又はわなの移設

捕獲を行った後は、再び扉の下とわなの奥に少量ずつ誘引餌を撒き、周囲に捕獲可能な餌付いた個体が残っていないかの確認を行う。見回りを行い、誘引餌が十分に食べられているようなら、その場所で捕獲を継続する。捕獲の継続か、わなの移設の判断については、以下の通りである。

●速やかに扉の下の誘引餌が完食された場合　⇒（ｖ）へ
●3 日間経っても扉の下の誘引餌が食べられなかった場合　⇒（ｉ）へ

＜参考＞　ICT 技術を取り入れたわなの紹介

近年、野生動物の捕獲に ICT 技術（※）を取り入れた商品が開発されている。各メーカーの製品の特徴を把握し、捕獲の実施体制に見合った製品を導入する必要がある。導入の際は、最新情報を確認してから検討することが望ましい。

商品名	メーカー	価格	利用料	用途・目的	特徴・スペック
クラウドまるみえホカクン	アイエスイー	96万円	通信費9,500円/月	イノシシ・シカ・サル等の間隔監視捕獲	・ネットワークカメラで檻内映像の確認が可能 ・遠隔操作で扉を閉じることが可能 ・赤外線感知装置で獣の檻への進入を把握、設置者へメール通知 ・携帯端末等で監視動画を見ながら遠隔トリガーを作動可能 ・クラウド上での録画データの共有など複数の檻、わなの管理等 ・囲いわなとの併用
おりわなみはるちゃん！	アイエスイー	約60万円	－	イノシシ・シカ・サル等の捕獲	・わなへ進入する頭数をカウントして、設定頭数で扉閉鎖 ・センサー周辺にいる動物を感知すると作動しない（警戒個体を作らない） ・囲いわなとへの併用
アニマルセンサー2	アイエスイー	4万円～10万円	－	イノシシ・シカ箱罠捕獲	・熱センサーと距離センサーで個体の大きさ（体高）を加味したトリガーの作動 ・箱わなとの併用
かぞえもんAir	一成	約100万円	2年分の通信費、サーバ管理費含む	シカの囲いわな捕獲	・進入頭数、進入退出時間がメールで確認できる ・作動時間、捕獲頭数の設定が、スマホやPCでできる ・囲いわなとの併用
ハイクカムSP4G	ハイク	約7万円～	通信費900円/月～	わなや餌場の監視	・静止画や動画がドコモの回線を使用し、メールで送信できるセンサーカメラ ・遠隔で設定の変更も可能 ・リアルタイムで撮影された内容が分かる ・見回りの省力化
トレル3Gシリーズ	トレル	4万～6万円台	通信費必要	わなや餌場の監視	・3G回線で画像や動画（上位機種）をメールで送信できるセンサーカメラ ・SMSを利用し、遠隔で設定変更やシャッタ作動可能 ・定時に音声（ゲームコール）を流すことが可能（上位機種）
鳥獣わな監視装置（カメラ無し）	ALSOK	13.2万円	2年間無料 2年後から年間2万円	わなの監視	ワナが作動したときにメール送信
鳥獣わな監視装置（カメラ有り）	ALSOK	24万円	2年間無料 2年後から年間2万円	わなの監視	ワナが作動したときにメール送信+画像の送付

※ICT 技術＝Information Communication Technology 情報通信技術

③ くくりわなによる捕獲

（i） 場所の選定

箱わなと同じく、イノシシの新しい痕跡があり、高頻度に利用している場所のうち、集落や農地への侵入経路で、周囲の人に危険が及ばない場所を選定する（Ⅰ基本知識、Ⅱ集落診断技術マニュアル参照)。また、見回りや捕獲個体の搬出が効率的に行えるような場所を選定する。くくりわなの設置場所の適・不適については表Ⅴ-2、図Ⅴ-9 の通りである。

なお、くくりわなは、箱わなと比べて安全面で注意が必要な事項が多い。④わな設置上の注意点と事故防止策（P97～100）を参考に、運用上の安全確保に努めなくてはならない。

表Ⅴ-2　くくりわな設置場所の条件　－イノシシ捕獲技術プログラム Ver.2（香川県）－を一部改変

適	□イノシシの利用 ・イノシシが高頻度に利用している。はっきりと分かる獣道がある。 ・獣道が細くなっていて、イノシシが足を置く位置が絞り込みやすい。 ・複数の獣道が合流している。 □地形・土壌 ・斜面の傾斜が緩い。 ・表面の土が乾いており、穴が掘りやすく、わなを設置した後で元の状態に復元しやすい。 □安全性の確保 ・人が立ち入らない。 ・径の太い立木（生木）など、頑丈な根付を取ることができる。 ・離れた場所から、わなの位置を確認することができ、捕獲の有無や、ワイヤー、根付の状態が確認できる。
不適	□イノシシの利用 ・獣道が明瞭でない。 ・獣道の幅が広く、わなを置く場所が絞り込みにくい ・イノシシが餌を探して辺りの土を掘り起こしている。 ・擦り跡のある木の真下 □地形・土壌 ・斜面の傾斜が急峻 ・水はけが悪い ・石や木の根などの障害物が多い □安全性の確保 ・人の立ち入りがある。 ・周囲が藪で離れた場所からわなの位置が確認しにくい。また、捕獲の有無やワイヤー、根付の状態が確認しにくい

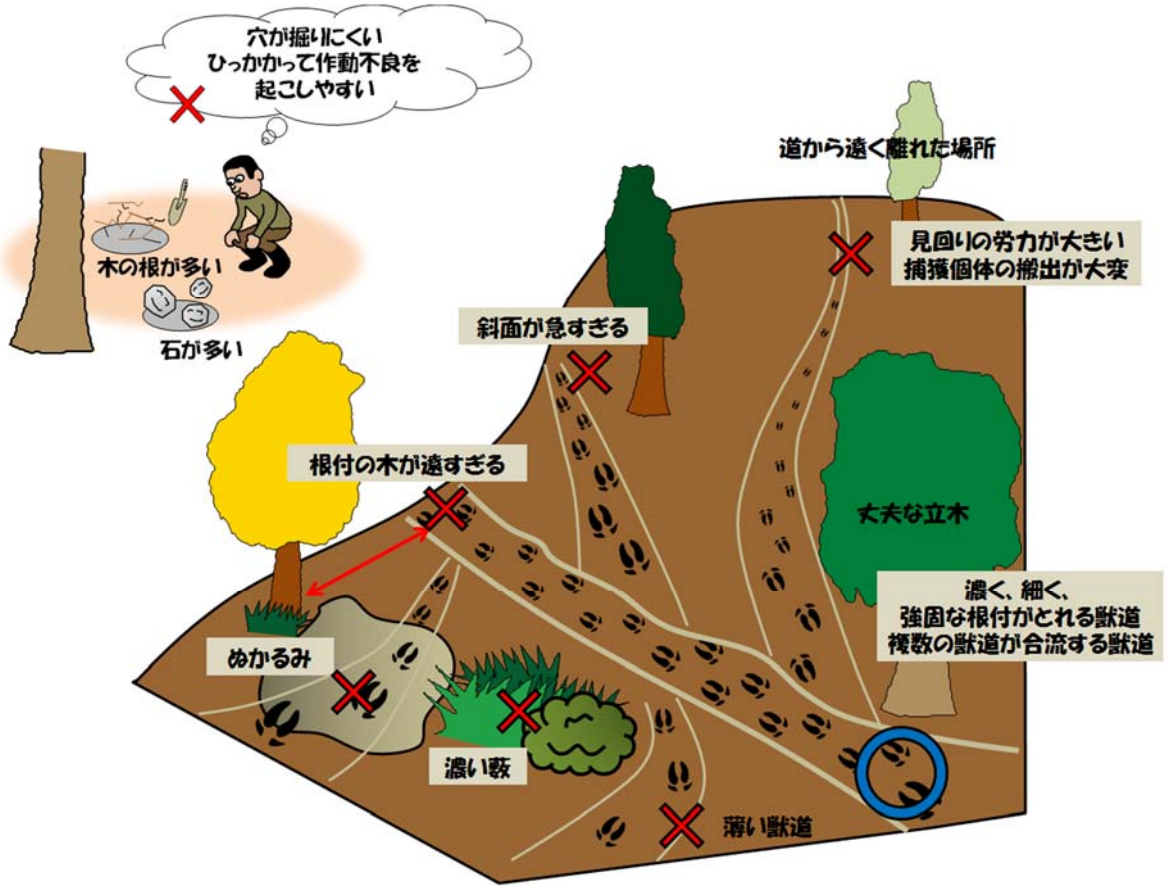

図Ⅴ-9　くくりわなの設置場所の選択

（ii）　わなの設置

くくりわなの基本的な設置方法は、次の通りである（図Ⅴ-10～12）。

●設置位置を決める

・足を着く位置が、わなの中心にくるように、わなの設置位置を決める

●穴を掘る

・獣道上に、わなが隠れる大きさの穴を掘る（穴の形や、掘る深さ等は、わなの種類による）

・穴の深さは、埋めたわなの上に薄く土をかけた時に、地面と同じ高さになる程度が目安（周辺の地面より盛り上がったり、逆に地面より低くなったりしないように設置する）

・穴が崩れにくくなるように、穴の中の土を叩いて固める

・穴を掘る際は、周辺の環境を荒らさないように注意する

●わなを穴の中に置く

・必要に応じて、わなの底に板を敷き、板の上にわなの本体を置くようにする

・堅い枝や土の塊、小石など、バネの作動を妨げるようなものは周囲から取り除く

・乾いた土や落ち葉で、わなとワイヤーを完全に多い隠す（土や落ち葉のかけ過ぎは、わなの作動を妨げる原因になるので注意）

・イノシシが足をついたときに違和感なくしっかり体重をかけるように、わなの表面の土は、周囲の地面の土と同じ程度に固める

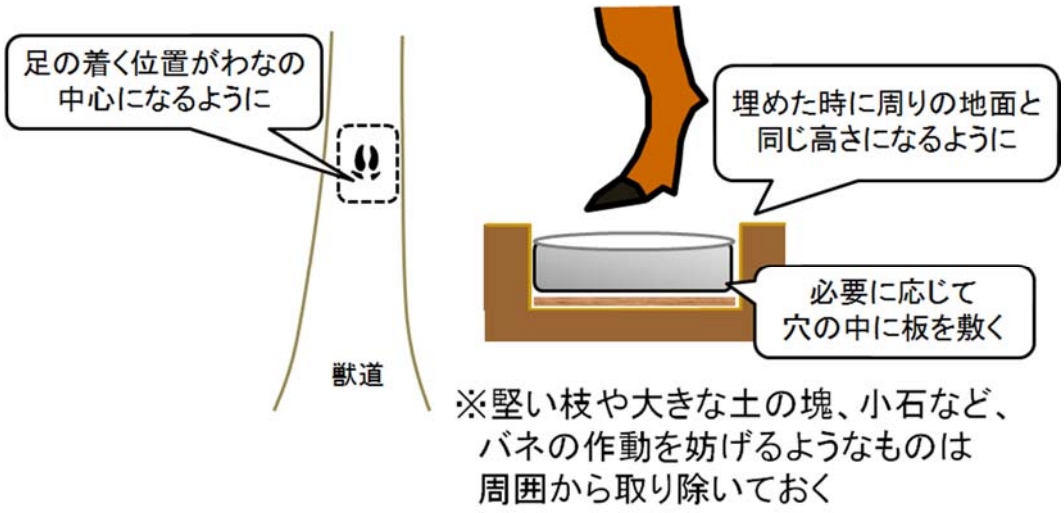

図Ⅴ-10　くくりわなの設置方法

●ワイヤーを固定する

・シャックルを利用して、ワイヤーの先を頑丈な木の根元に固定する（根付け）
・根付けに使う木は、捕獲したイノシシが暴れても折れない丈夫な木を選ぶ
（枯れ木、伐採された丸太、鉄筋杭などを根付けにするは危険）
・根付けに使う木は、捕獲したイノシシが暴れて傷がつくおそれがあるので、所有者のいる植林木などは避ける（事前に土地管理者等に確認が必要）
・掘り出した土は目立たなくするか、別の場所に移す
・人の足跡を出来るだけ残さない

●法定標識を取り付ける

・法定標識は、わな毎に必ず１つ取り付ける
・必要に応じて、注意喚起看板を設置する
・出来るだけ人から見やすい位置に取り付ける
・標識が風で動くと警戒されるため、動かないようしっかり固定する

ワイヤーの固定

設置者	
氏名	
住所	
電話番号	
交付行政庁	○○市●●課
所在地	
電話番号	
鳥獣捕獲許可番号	第　　号
許可期間	平成　年　月　日 ～　平成　年　月　日
捕獲鳥獣	イノシシ　ニホンジカ

有害

図Ⅴ-12　法定標識の設置

獣道に設置したくくりわな

※イノシシは障害物を避けて歩く習性があるため、木の枝や石を利用して、足を置く場所を誘導する

悪い設置例

（iii） 捕獲の開始

わなを設置した後は、1 日 1 回は必ず見回りをする。見回りの際、わなの状態やイノシシの足跡や足跡の付き方を確認する。わなやワイヤーが地面から露出していた場合は、必ず埋め直す。誤作動したわなは、すぐに再設置するか、撤去する。何らかの事情で見回りが出来ない場合は、一旦わなを作動しないようにセットする。

わな移設の判断

次のような状況になった場合は、捕獲効率を上げるため、わなの移設を検討する。

・わな設置後、2 週間以上イノシシが捕獲されなかった場合
・わなは稼働したが、連続して取り逃がした場合
・イノシシや、他の動物にわなが繰り返し掘り起こされた場合
・明らかにイノシシがわなを回避したような痕跡を確認した場合

（iv）　捕獲後の保定と止め刺し

捕獲されたイノシシは、多くの場合、ワイヤーを引っ張りながら人に向かってくる。そのため、不用意に近づくと反撃を受けるため大変危険である。イノシシがわなにかかっていたら、興奮させないように出来るだけ遠くから様子を伺い、周辺の他個体の存在や、ワイヤーのかかり具合、根付けの破損状況を確認する。

捕獲個体を安全に止め刺しする際は、銃器以外の方法の場合は、保定が必要である。保定をする際は、イノシシが動き回る範囲を確認してから、必ず斜面の上側から接近する（図Ⅴ-13）。鼻くくりや足錠等を利用して保定し、イノシシの動きを封じる（図Ⅴ-14）。くくりわなにおける銃器以外の止め刺しの道具は、狩猟用刃物、ハンマー等の鈍器、簡易電殺器等がある。いずれもイノシシに接近する必要があるので、安全のため十分な保定が必要である（図Ⅴ-15）。

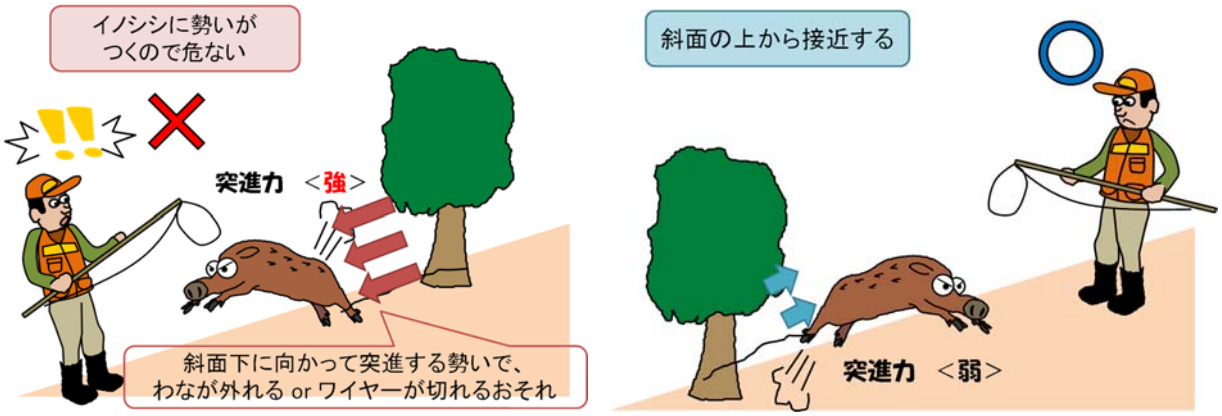

図Ⅴ-13　くくりわな捕獲時の保定のための接近方法

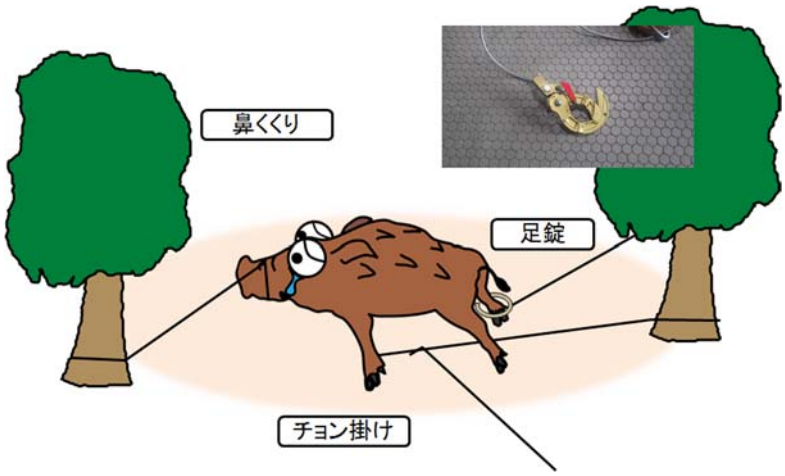

図Ⅴ-14　安全な保定の例

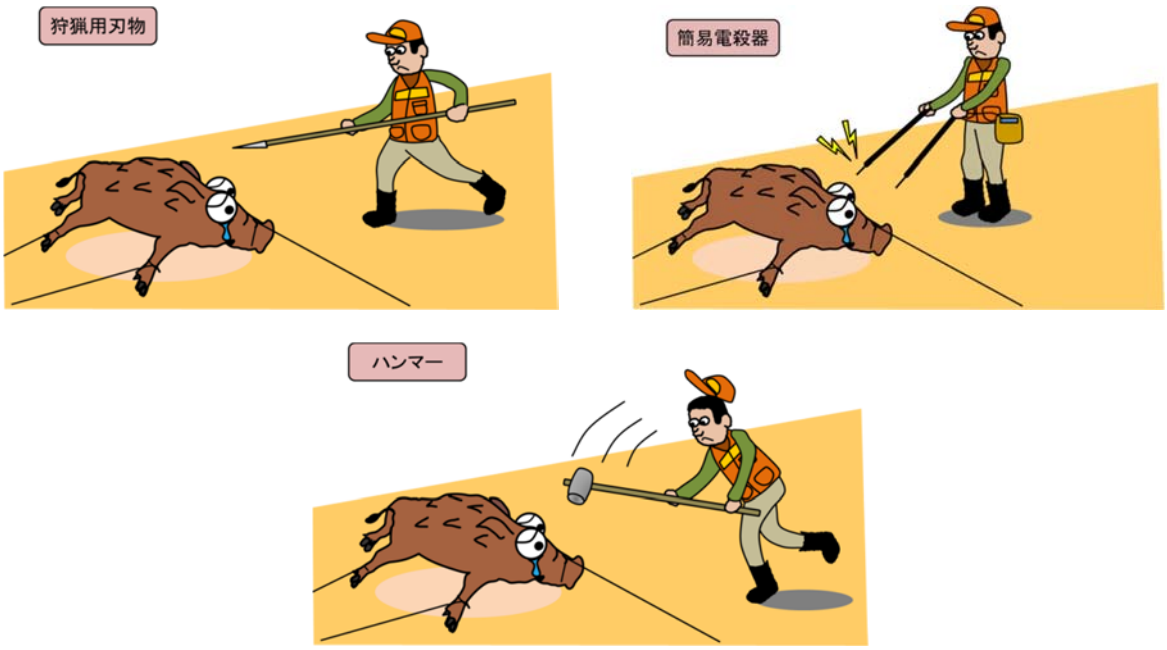

図Ⅴ-15　銃器以外の道具を用いた止め刺しの方法の例

（v）　止め刺し後の処理

殺処分後の捕獲個体の処理は、関連法令及び許可の内容と許可条件に基づいて、適切に行う。イノシシ肉は、一般的には食肉として活用が可能であるが、当該地域に生息するイノシシは体内に蓄積した放射性物質により食肉には適しておらず、田村市を除き摂取が制限されている。原則、埋設処分か専用の施設で焼却処分とする。

（vi）　継続して捕獲を実施又はわなの移設

大型の個体が捕獲され、暴れた場合は、くくりわなのワイヤーやわな本体が破損する可能性がある。破損したわなは、作動時に障害がある可能性があるため、補修するか、破損部分を交換する必要がある。事故防止のため、ワイヤー、締付防止金具、より戻し等の部品は、捕獲のたびに新しいものに交換するのが望ましい。引き続き同じ地点で捕獲を継続しても構わないが、目安として、その後１週間程度捕獲がなければ、わなを撤去し移設を検討する。わなを撤去した際は、穴を埋めるなど、捕獲場所の環境を元通りにしておく。

④ わな設置上の注意点と事故防止策

（ⅰ） 箱わな・囲いわな

箱わな・囲いわなは、第３者が不用意に近づかない場所であれば、比較的安全に捕獲作業が実施できる。しかし、長期間使用するなどしてわなが老朽化したものや、十分な知識がない者が手製で作成したものは、わなの強度が脆弱である場合がある。このようなわなに力の強い大型の個体がかかった場合は、わなの強度不足によってわなが破壊され、外に脱出されるおそれがある。特に、見回り時や止め刺しの際に、興奮したイノシシが突然わなを破壊して飛び出してきた場合、捕獲従事者に危険が及ぶことがある（図Ⅴ-16）。そのため、わなの設置前に強度や破損箇所の有無の確認を行い、設置後も定期的に点検を行う必要がある。

通常イノシシは警戒心が強いので、捕獲された個体以外は逃走する場合が多いが、幼獣のみが捕獲された場合、周りに親が潜んでいる可能性がある。このような場合は、興奮した親に捕獲従事者が襲われる危険があるため、わなに接近する場合は、わな周辺の安全確認を十分に行ってから、慎重に接近する（図Ⅴ-17）。

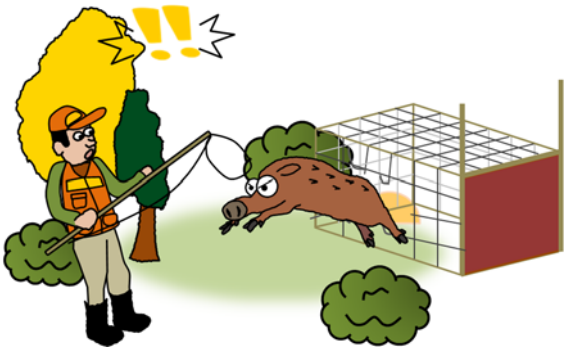

図Ⅴ-16　箱わなの破壊
※強度の弱い檻を使用しないこと

図Ⅵ-17　檻周辺に潜む個体に注意

（ⅱ） くくりわな

くくりわなは、わな設置箇所が分かり難く、わなで捕獲された個体が暴れ易いため、設置方法を誤ると重大な事故に繋がる場合がある。また、見回りの際は、わな周辺の安全確認を十分に行ってから、慎重に接近する。

●安全なわなの設置場所と見回り時の安全性の確保（図Ⅴ-18）

- わな周辺の見通しが悪いと、捕獲した動物の状態が確認しにくく危険であるため、遠くから見渡せる場所にわなを仕掛ける
- 強固な根付けを選ぶ
- わなにかかったイノシシが道に飛び出さないように、道から十分に離す
- わなにかかったイノシシが広範囲に動かないよう、ワイヤーの長さを短めに調節する

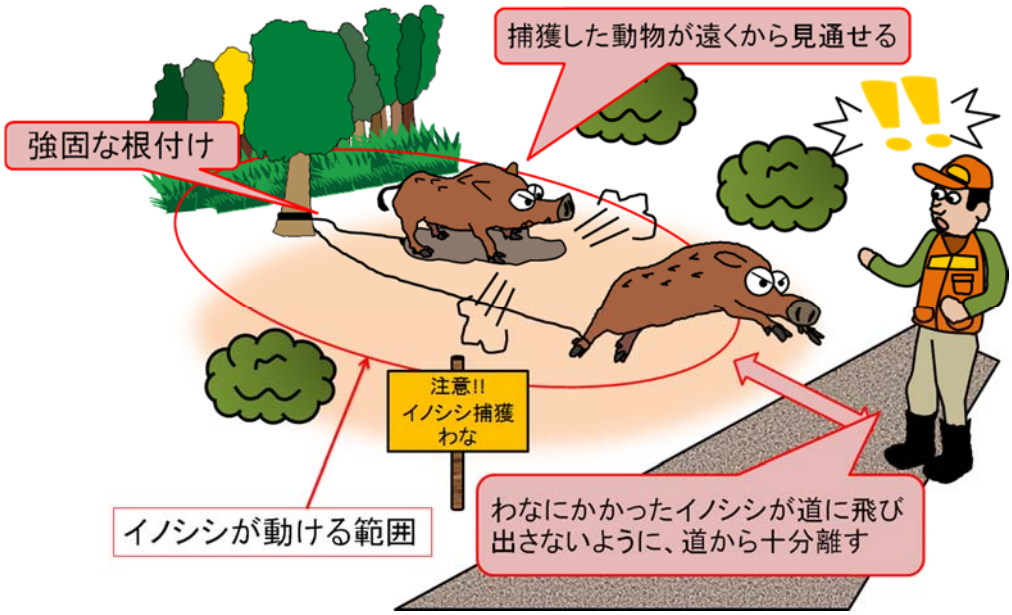

図Ⅴ-18　安全なわなの設置場所と
見回り時の安全性の確保

●第３者の安全性の確保（図Ⅴ-19）

・人が利用する道の周辺にはわなを設置しない
・目立つ場所に注意喚起の看板を設置する
・万が一、イノシシが捕獲されている場所に近づいても、第３者がイノシシの存在を確認しやすいよう、見渡しのよい場所に設置する

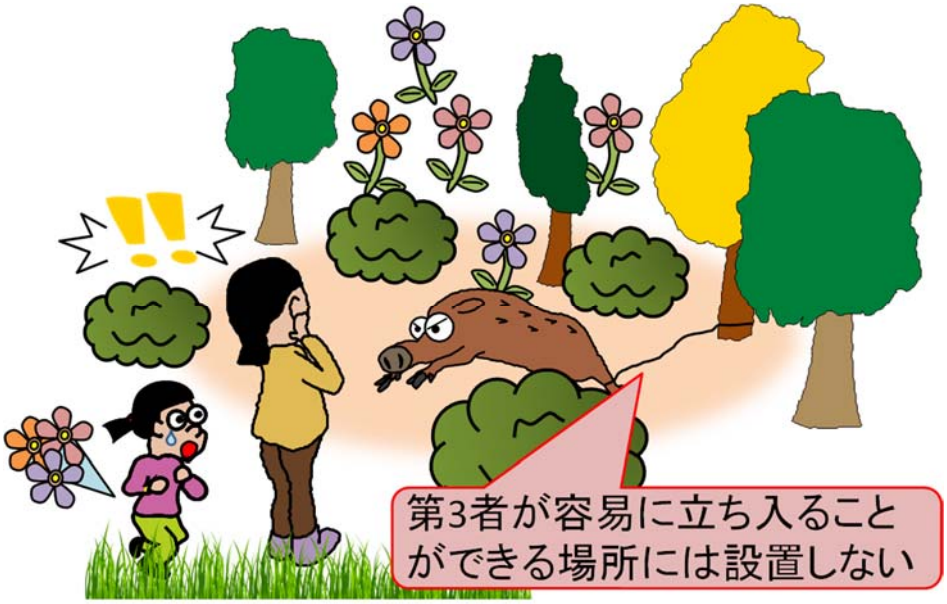

図Ⅴ-19　第３者の安全性の確保

（iii）　錯誤捕獲の危険性

誘引餌を用いた箱わな・囲いわなや、動物を非選択的に捕獲するくくりわなは、捕獲許可を受けていない目的以外の動物を捕獲（錯誤捕獲）してしまう場合がある。そのような場合は、放獣することが必要となるので、許可を受けた機関に相談することが必要である。特に注意が必要な動物は、ツキノワグマとニホンカモシカである。

ツキノワグマは、個体の大きさにもよるが、手足を使うことができ、力の強いツキノワグマは、檻や根付けの木を破壊して逃走を図ることがある。また、ツキノワグマの幼獣が錯誤捕獲された場合、周囲に親グマが潜んでいる場合があり、作業員が興奮した親グマの攻撃を受けてしまう場合がある（図Ⅴ-20～21）。

このようなツキノワグマの錯誤捕獲による事故を防止するための注意点は、基本的にイノシシの捕獲の際の点（P97～98）と同じであるが、ツキノワグマの生息地では、ツキノワグマの錯誤捕獲の危険性を考慮して、わなの設置場所から見回り時の安全までを考慮するだけでなく、錯誤捕獲発生時の対応策まで含めた捕獲計画が求められる。

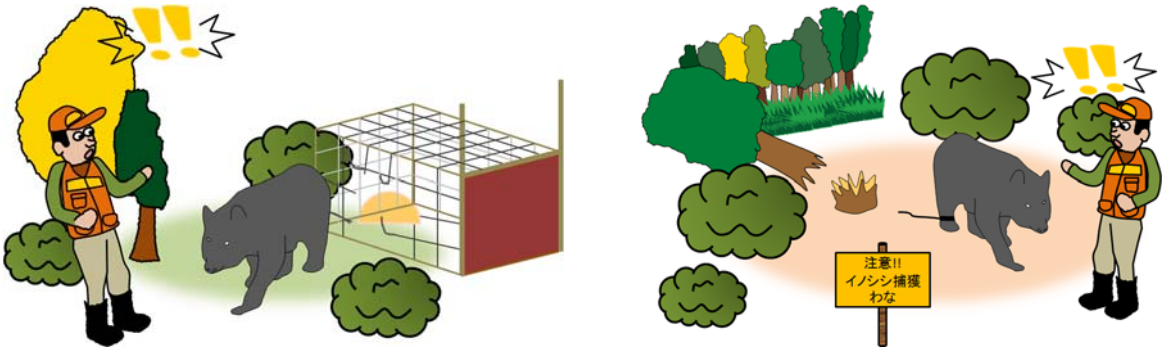

図Ⅴ-20　ツキノワグマの錯誤捕獲時に想定される危険性
わな・根付けの破壊による逃走

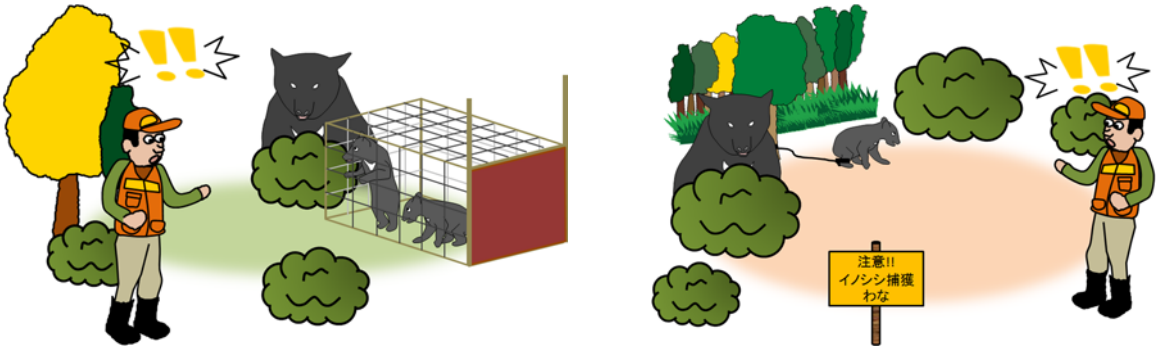

図Ⅴ-21　ツキノワグマの錯誤捕獲時に想定される危険性
幼獣の錯誤捕獲と周辺に潜む親グマ

＜参考＞　ツキノワグマの生息状況（福島県）

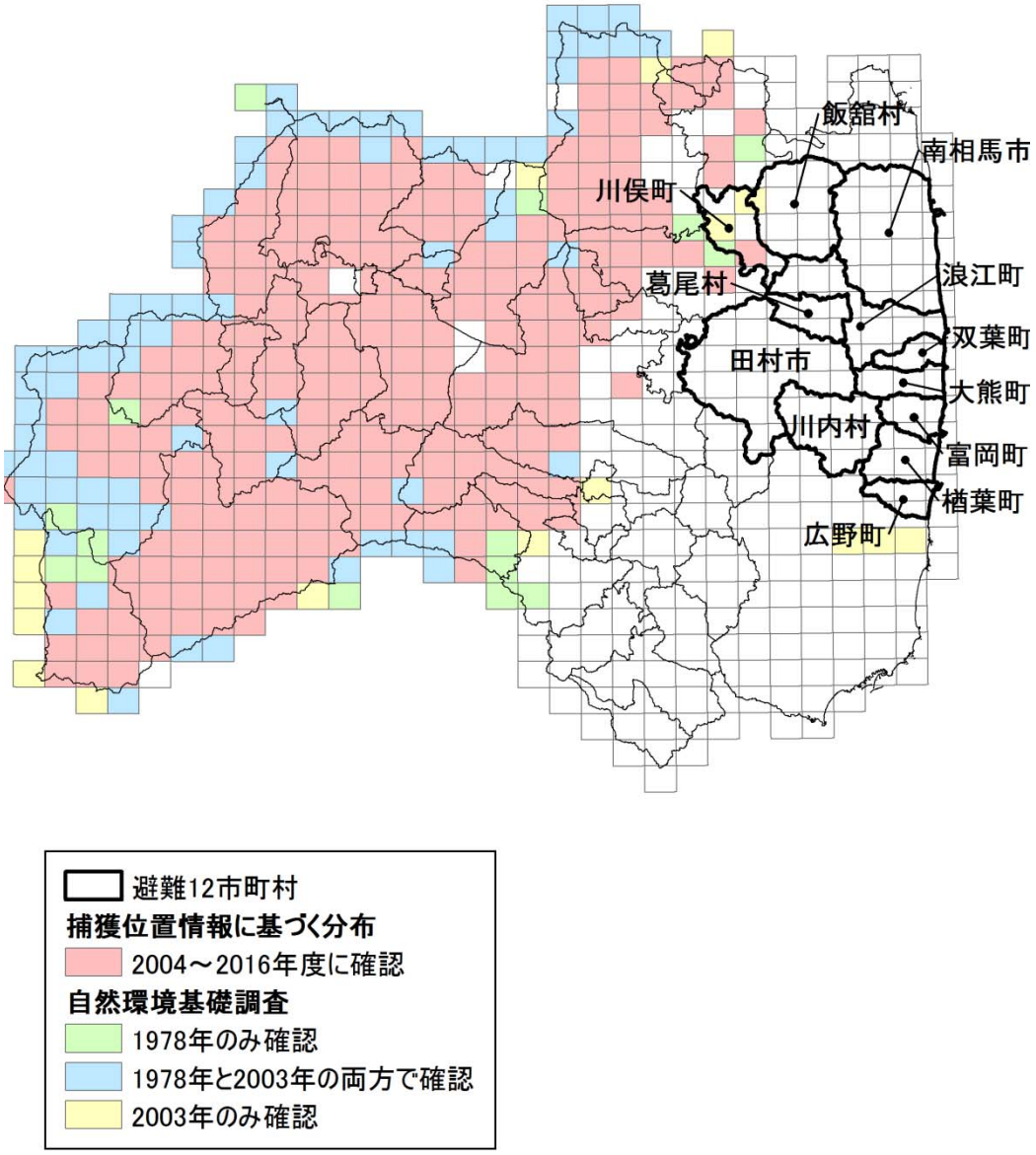

ニホンカモシカは、文化財保護法の国指定特別天然記念物であるため、錯誤捕獲の際には、許可を受けた機関に連絡し、福島県の対応フローに沿って対応する。

ニホンカモシカは、縄張りをもち行動を行うため、ニホンカモシカの生息地では、ニホンカモシカの錯誤捕獲の危険性を考慮してくくりわなによる捕獲を控える。

（３） 銃器による捕獲

銃器による捕獲は、必要に応じて移動し、捕獲対象個体を選択的かつ即時的に捕殺することができることが特徴である。わなによる捕獲と比較して、特定の場所に資材を運搬して設置することや、必ずしも餌付けによる誘引が必要ではない。

一方で、射撃の技術や、射程距離に捕獲対象を引き付ける技術などが必要である。また、安全管理についても高い水準が求められる。さらに、住宅集合地域では原則銃器の使用は認められておらず、安全管理上の制約が大きいことが特徴である。

銃器によりイノシシを捕獲するには、痕跡を見てイノシシがよく利用している場所で行うことが重要である。また、事前に下見をするなどして、入念な安全計画を立てておく必要がある。
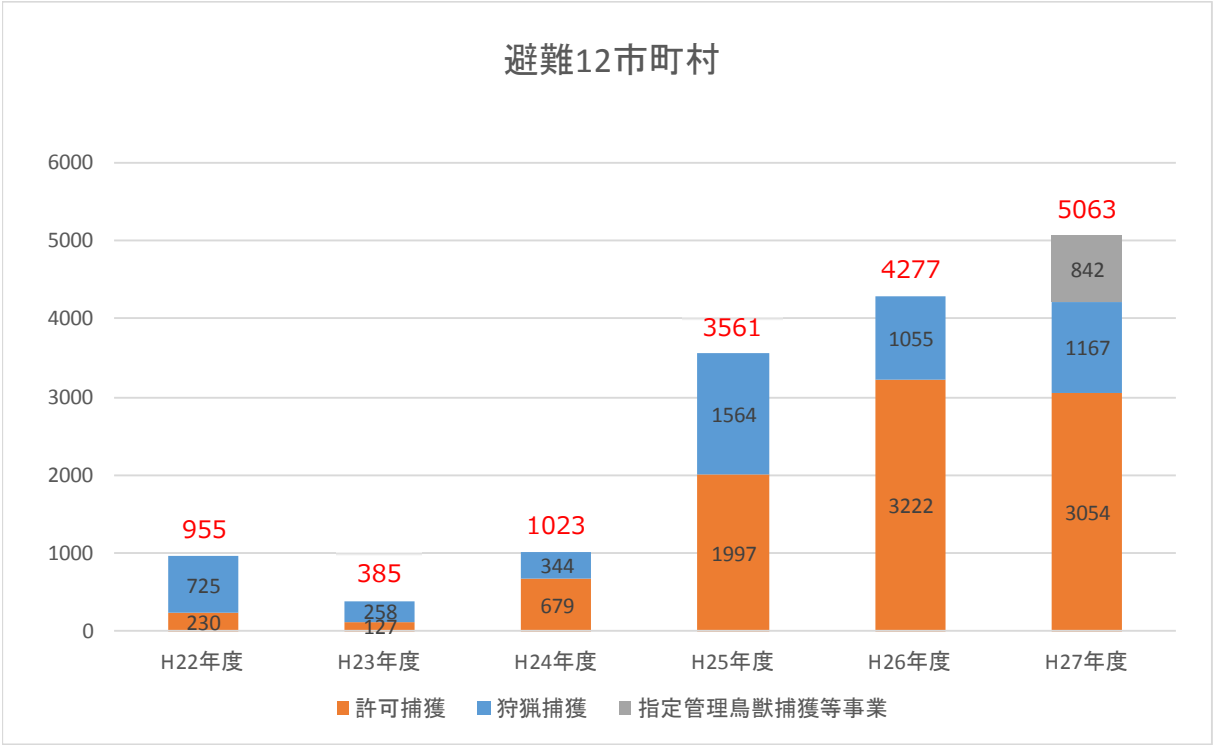
＜参考＞　避難 12 市町村におけるイノシシ捕獲数